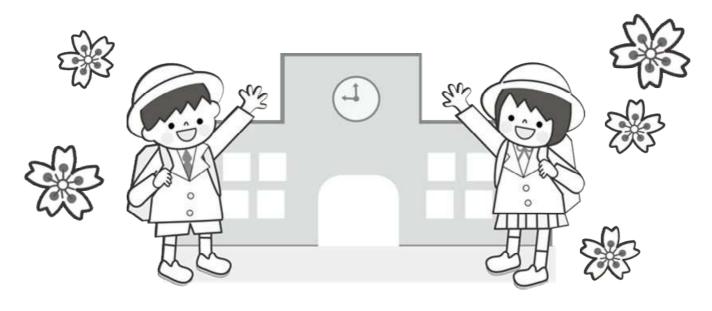
2026年度(令和8年度) 日田市放課後児童クラブ 利用資格審査申請のしおり



【受付期間·受付時間】

第 | 次受付: 2025年(令和7年) | 2月 | 日(月)~ | 2月27日(土)

第2次受付:2026年(令和8年) 2月2日(月) ~ 2月28日(土)

随時受付 : 第2次受付分の決定後 ~

(日・祝日・年末年始を除く)

平日:午後2時~6時、土曜日:午前8時~午後6時

※ただし、臨時的に閉所している日や時間帯もあります。

- ○クラブの利用を希望されるすべての方に利用資格審査の申請が必要となります。
- 利用資格審査は、クラブ利用資格の適否を審査するものであり、クラブの入会を決定するものではありません。
- 随時受付期間中に申請する場合は、原則、利用希望月の前月の15日(15日が日・祝日の場合はその直前の平日)までに申請が必要です。
- ○クラブの受け入れ状況によっては、利用できないことがあります。

【提出場所】

利用を希望する放課後児童クラブ

【問い合わせ先】

日田市 こども未来課 子育て政策係 電話 0973-22-8317

目 次

١.	放課後児童クラブとは (I)目的	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)運営(3)運営費用(4)開所日・閉所日(5)開所時間(6)利用料(保護者負担金)(7)放課後児童クラブー覧	
2.	利用開始までの流れ	3ページ
3.	利用資格審査について (1)利用資格審査の対象 (2)利用資格審査申請書の配布・受付 (3)利用資格審査の内容 (4)審査の結果	4ページ
4.	利用資格審查基準	5ページ
5.	利用資格審査に必要な書類	6ページ
6.	クラブの利用にあたっての留意事項	・・・・・・・・・・ 7ページ
7.	保護者負担金助成事業について	8ページ
8.	申請書記入例	・・・・・・・・・・・・・ 9ページ

1. 放課後児童クラブとは

(I)目的

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童及び健全育成上指導を要する児童に対し、授業の終了後に学校の余裕教室又は専用施設等に放課後児童支援員を配置し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るものです。

(2)運営

放課後児童クラブは、保護者の自主的な協力により開設され、開設後は長年、保護者を中心とした運営委員会による運営を行ってきました。2023年度より、運営における保護者の負担を軽減するため、運営主体の見直しを行い、2024年11月から段階的に一般財団法人日田市公民館運営事業団への運営に移行しています。

※移行完了クラブ(2025年11月時点)

咸宜・KT・けいりん・ひのくま・あさひ・石井・有田っ子・ひたっ子第一・ひたっ子第二・まえつえ・とうけいわかみや・大明・つえ・いつま・大山っ子

※移行前のクラブ(三和・高瀬・光岡第一・光岡第二・みよし)は、令和8年4月に移行する予定です。

(3)運営費用

市からの委託料(国・県の補助金を含む)と放課後児童クラブ利用料(保護者負担金)が主な運営費用となります。

運営費

委託料(国·県·市):1/2

保護者負担金:1/2

+

食糧費(おやつ・お弁当代)

保護者負担金:全額

(4) 開所日·閉所日

開 所 日: 月曜日~土曜日(年間250日以上)

閉 所 日: 日曜日、祝日、お盆、年末年始

※大雨等の災害や、インフルエンザ等の感染症の流行により、小学校が休校となった場合は閉所となります。

(5) 開所時間

平 日:午後2時~午後6時 土曜日:午前8時~午後6時 長期休業:午前8時~午後6時

※開所時間はクラブによって異なる場合があります。



市ホームページ (児童クラブ一覧)

(6)利用料(保護者負担金)

児童1人につき、おおむね月5,000円程度

長期休業(夏季)は、児童 | 人につき、おおむね | 5,000円程度

- ※利用料はクラブによって異なります。料金の詳細はそれぞれのクラブへお問い合わせください。
- ※おやつ代やお弁当代などの食糧費は全額利用者負担となります。

《一括委託運営クラブの料金設定について》

2026年4月からの料金については、運営委員や保護者の皆さまの意見を踏まえ、市と公民館運営事業団において適切な統一料金とさせていただく予定です。

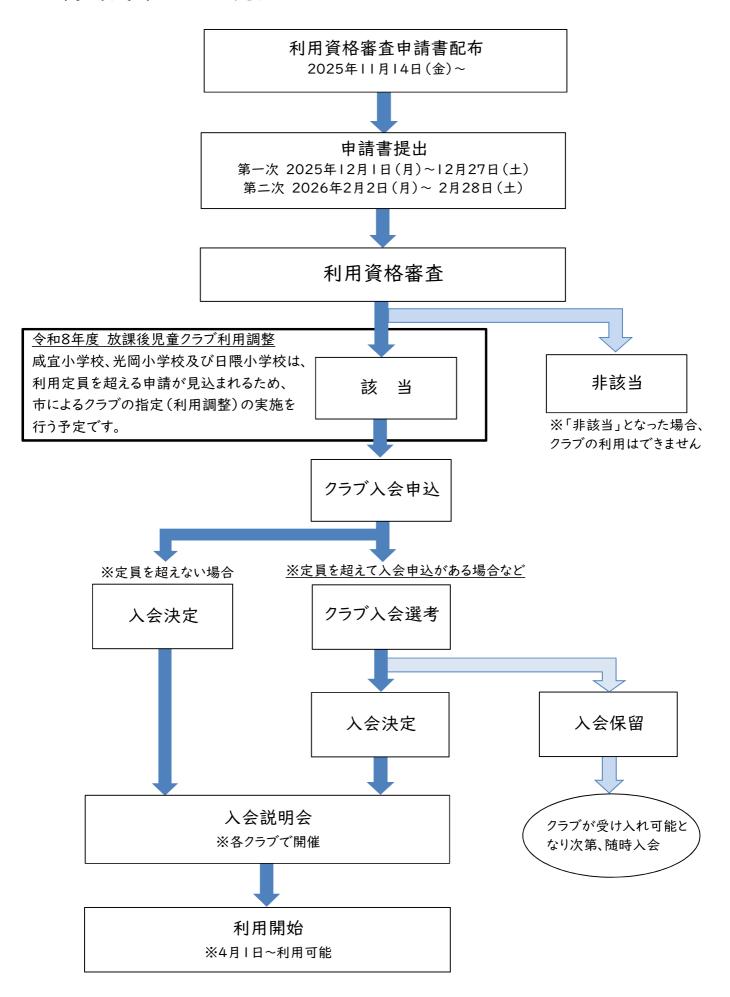
設定料金については、利用資格審査結果の際にお知らせする予定です。

(7) 放課後児童クラブ一覧

- ○2025年(令和7年)||月現在、17小学校区で21の放課後児童クラブを開設しています。
- ○原則として、放課後児童クラブの利用は対象の小学校区内での利用に限られます。
- ○長期休業期間のみの利用希望で、対象の小学校区内のクラブに空きがない場合は、別の校区のクラブを利用できる場合があります。(要相談)
- ○咸宜、光岡及び日隈小学校の児童は、対象クラブの中から希望するクラブを選ぶことができますが、 利用調整の結果ご希望に添えない場合があります。
- ○小野小学校の児童については、令和8年度も長期休業期間のみの居場所づくりを基本に検討しています。受け入れの場所等が固まりましたら、保護者の皆さまにお知らせします。

No.	名 称	所 在 地	連絡先	対象小学校区
I	咸宜放課後児童クラブ	淡窓 丁目5- 3 咸宜小学校屋内運動場専用施設	090-1435-5235	咸宜小学校
2	KT放課後児童クラブ	三本松 丁目8-46 寿通り商店街振興組合 KTセンター2階	090-1993-0053	风丘尔子仅
3	けいりん放課後児童クラブ	上城内町2-35 桂林小学校内専用施設	090-1435-5371	桂林小学校
4	三和放課後児童クラブ	清水町1187 三和小学校内専用施設	0973-23-6866	三和小学校
5	高瀬放課後児童クラブ	誠和町781-2 高瀬小学校屋内運動場専用施設	080-6458-8574	高瀬小学校
6	光岡第一放課後児童クラブ	北友田 丁目 33-2 光岡小学校内専用施設	090-4586-2218	·光岡小学校
7	光岡第二放課後児童クラブ	北友田1丁目1133-2 光岡小学校内余裕教室	080-9051-7956	
8	ひのくま放課後児童クラブ	日ノ隈町578-I 日隈小学校内余裕教室	090-1993-0576	日隈小学校
9	わかみや放課後児童クラブ	若宮町2-15 若宮小学校内余裕教室	080-8959-2382	若宮小学校
10	みよし放課後児童クラブ	下井手町940 三芳小学校屋内運動場専用施設	0973-23-1548	三芳小学校
11	大明放課後児童クラブ	大肥本町1701 大明小中学校内専用施設	080-8959-2383	大明小学校
12	あさひ放課後児童クラブ	朝日町936-1 朝日小学校内余裕教室	090-1436-4564	朝日小学校
13	石井放課後児童クラブ	石井町二丁目478 石井小学校内余裕教室	090-1436-4854	石井小学校
14	有田っ子クラブ	諸留町2687-1 有田小学校内屋内運動場専用施設	090-1436-4891	有田小学校
15	ひたっ子第一放課後児 童クラブ	三本松2丁目3-1	090-1459-5014	咸宜小学校 光岡小学校
16	ひたっ子第二放課後児 童クラブ	(公財)日田玖珠地域産業振興センター3階	090-1640-0236	日隈小学校
17	まえつえ放課後児童クラブ	前津江町大野2179-3 前津江柔剣道場	090-1459-5176	前津江小学校
18	つえ放課後児童クラブ	中津江村栃野4341 津江小中学校内専用施設	080-8959-2384	津江小学校
19	とうけい児童クラブ	天瀬町馬原4011-1 東渓小学校屋内運動場ミーティングルーム	090-1459-5336	東溪小学校
20	いつま放課後児童クラブ	天瀬町五馬市2040 いつま小学校内専用施設	080-8959-2385	いつま小学校
21	大山っ子クラブ	大山町西大山3615-1 大山小中学校内ランチルーム	080-8959-2381	大山小学校

2. 利用開始までの流れ



3. 利用資格審査について

(1)利用資格審査の対象

日田市内の小学校に在学する小学校 | 年生から6年生までのクラブの利用を希望する児童

(2) 利用資格審査申請書の配布・受付

下記期間に、申請書と各種必要証明書等を提出してください。

長期休業期間のみの利用希望の方も、第1次受付期間に申請書を提出してください。

①当初受付

配布場所: 日田市役所こども未来課・各放課後児童クラブ

第1次 : 2025年12月1日(月) ~ 2025年12月27日(土)

第2次 : 2026年 2月2日(月) ~ 2026年 2月28日(土)

: 利用を希望する放課後児童クラブ 提出先

②随時受付

配布場所: 日田市役所こども未来課・各放課後児童クラブ

受付期間 : 第2次受付分の決定後 ~

※原則、利用希望月の前月の15日(15日が日·祝日の場合はその直前の平日)まで

提出先 : 利用を希望する放課後児童クラブ

(3)利用資格審査の内容

○利用資格審査では、クラブの利用を希望する児童の保護者が、P5の『利用資格審査基準』に該当 するか審査します。

○利用資格審査において、児童や保護者の状況等について、市の保有する個人情報及びその他必要 な情報を収集することがあります。

○利用資格審査において、申請内容を再確認させていただく場合や、提出された書類の記載内容につ いて関係者に実態調査を行う場合があります。

○利用資格審査において、必要書類が未提出の場合や申請事項に虚偽があった場合は、利用資格が 非該当になる場合があります。

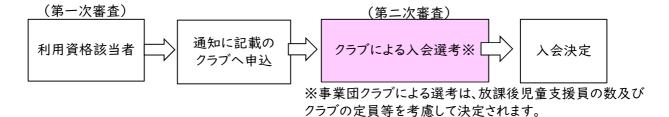
○利用資格審査の有効期間は最長で年度末までです。次年度も継続して利用を希望する場合は、更 新が必要となります。

(4) 審査の結果

利用資格審査の結果(該当・非該当)は、申請児童の保護者宛てに郵送でお送りします。

〈利用資格審査「該当」の場合〉

『利用資格審査結果通知書』が届き次第、「通知に記載のクラブ」へ入会の申込みをしてください。 入会の申込み方法は、クラブごとに異なる場合があるため、必ず『利用資格審査結果通知書』に同 封している文書で確認してください。 ※利用資格該当者でも、クラブの受入状況によっては入所できない場合があります。(下図参照)



〈利用資格「非該当」の場合〉

利用資格審査の結果、利用資格審査基準に該当しておりませんので、クラブの利用はできません。 ただし、就労状況の変更等で、利用資格審査基準を満たすようになった場合は、再度申請をしてくだ さい。

4. 利用資格審查基準

クラブの利用を希望する児童の保護者が、下記の『利用資格審査基準』に該当する場合、利用資格「該当したなります。

当」となります。 ※年度途中で利用資格審査基準が変更となった場合は速やかに市こども未来課に届け出てください。

※利用資格審査基準に該当しなくなった場合は、利用資格取り消しとなります。

区分	内容	有効期間(最長)
就 労 (家庭内外労働)	児童の保護者の就労後の帰宅時間が午後2時を過ぎる場合で、以下のいずれかの要件を満たす場合 ①就労日数が、週3日以上(日曜日を除く)ある場合 ②就労日数が、月12日以上ある場合	クラブを利用する日から当該日の 属する年度の末日まで
妊娠・出産	児童の保護者が出産又は出産前後の場合	出産予定月とその前後3ヶ月間の 合計7ヶ月間。
疾病・障がい	児童の保護者が疾病、負傷、心身に障がい等があ る場合	クラブを利用する日から当該日の 属する年度の末日まで
介護·看護	児童の同居する家庭に介護や看護が必要な人がおり、保護者がその介護や看護にあたる場合 ※介護、看護を必要とする方が、施設や病院等に入所、 入院している場合、利用資格はありません	クラブを利用する日から当該日の 属する年度の末日まで
災害復旧	火災や風水害、地震などによる災害の復旧にあたる 場合	市長が認める期間
求職活動	既にクラブを利用している児童の保護者が、求職活動(起業準備を含む)を行う場合 ※新規申請者で求職活動を理由として申込みをされた場合、利用資格はありません	求職活動開始日(退職日)から90 日を経過する日が属する月の末日 まで
就 学 (職業訓練校等)	児童の保護者の就学後の帰宅時間が午後2時を過ぎる場合で、以下のいずれかの要件を満たす場合 ①就学日数が、週3日以上(日曜日を除く)ある場合 ②就学日数が、月12日以上ある場合	クラブを利用する日から当該日の 属する年度の末日まで
虐待等	虐待やDVのおそれがある場合	市長が認める期間
育児休業	既にクラブを利用している児童の保護者が、育児休業中に継続利用が必要な場合 ※新規申請者で育児休業を理由として申し込みをされた場合、利用資格はありません。	市長が認める期間
その他	上記以外に類する状態の場合は、こども未来課までご相談ください	市長が認める期間

※<u>長期休業中のみの利用</u>については、就労(就学)時間が<u>1日4時間以上</u>ある場合で、就労(就学)日数 が週3日以上(日曜日を除く)ある場合または月12日以上ある場合には、利用資格該当となります。

5. 利用資格審査に必要な書類

- ○利用資格審査申請書のほか、保護者 | 名につき以下の書類が添付書類として必要になります。
- 〇同一世帯で2名以上の児童の申請をされる場合、添付書類は児童 I 名分で構いません。<u>ただし、利用</u>資格審査申請書は児童全員分必要です。
- ○<u>きょうだい児のこども園等の申請で、各種証明書を市こども未来課に提出されている場合は、こども園</u>等の申請で確認しますので、新たに提出する必要はありません。
- ○申請児童に障がいがある場合は、児童の障害者手帳等の写しをご提出ください。
- ○教育委員会へ指定校変更の手続きを行っている場合は、許可証の写しをご提出ください。ただし、指定 校変更の事由が、昼間留守家庭として指定されている場合は、原則、利用資格の事由には当たりません。
- ○<u>利用資格審査申請書と必要書類は、提出期限までに指定された場所へ提出してください。</u> (提出場所:利用を希望する放課後児童クラブ)

事 由	必要書類	備考
就労	·就労証明書	勤務先から証明をもらってください。
妊娠・出産	・証明書兼届出書 ・母子手帳の写し	母子手帳の写し(表紙の氏名と出産予 定日又は出産日が記載された部分)
疾病・障がい	・証明書兼届出書 ・障害者手帳等の写し	医療機関等による証明又は障害者手帳 等の写しを添付してください。
介護·看護	・証明書兼届出書	介護・看護の内容を詳しく記入してくださ い。
災害復旧	市こども未来課にご相談ください。	
求職活動	・求職活動状況申告書兼誓約書	ハローワークカード・求人票等の求職中であることが証明できる書類を添付してください。
就 学	·証明書兼届出書 ·在学証明書等	在学証明書又は、学校長の証明をもらってください。
虐待等	市こども未来課にご相談ください。	
育児休業	·就労証明書	勤務先から証明をもらってください。
その他	市こども未来課にご相談ください。	

- ☆必要書類の様式は、市こども未来課又は各放課後児童クラブに置いてあります。
- ☆様式は、市ホームページからダウンロードすることもできます。
- ※年度途中で利用資格審査基準が変更となった場合は速やかに市こども未来課に届け出てください。

6. クラブの利用にあたっての留意事項

(1) クラブの利用にあたって

- ○放課後児童クラブの利用は、保護者の送迎が原則です。お子様の安全のため、申請書に記入された 「送迎者」以外の方による送迎はできません。
- ○「送迎者」に未成年(18才未満)のきょうだい児等を指定することはできません。
- ○バスやタクシー等を利用しての児童だけでの来所・帰宅は、原則できません。
- ○スポーツクラブ等の習い事への送り出しは、事前の申し出により可能ですが、送り出し後の事故等に は市やクラブは一切の責任を負いません。
- ○塾や習い事等で一度クラブを退室した場合は、同日中にクラブに再登室できませんのでご注意ください。(「中抜け」は不可)
- ○申請書の内容によっては、お子様を安全にお預かりするため、入会前にクラブが面談を行う場合があります。
- ○利用形態や内容が変更になった際は、クラブに届出を行ってください。
- ○クラブを休会・退会する際は、クラブに届出を行ってください。
- ○その他、各クラブの運営規定やルールに従って、利用してください。

≪コドモンについて≫



日田市内の放課後児童クラブでは、「コドモン」という保護者連絡 アプリを導入しています。

入会説明会の際に、登録に関するご案内がありますので、案内に 従ってアプリのダウンロードをお願いいたします。

アプリのダウンロードおよび使用に料金は発生しません。

☆コドモンでできること

- 保護者からクラブへの連絡(欠席・その他)
- クラブからのお知らせ配信
- ・お子様の入退室の確認
- その他

7. 保護者負担金助成事業について

放課後児童クラブを利用する家庭の経済的支援を目的に、低所得世帯の保護者負担金の助成を行います。

(1)助成対象者

- ① 生活保護を受給している世帯
- ② 児童扶養手当を受給している世帯
- ③ 就学援助を受給している世帯
- ④ 市町村民税が非課税の世帯

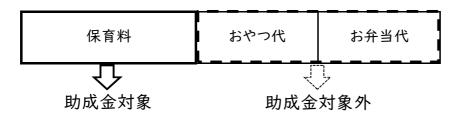
(2)助成金基準

児童の属する世帯の 階層区分	保護者負担月額 4,000円以上のクラブ	保護者負担金月額 4,000円未満のクラブ
①に該当する世帯	4,000円	保護者負担月額
②③④に該当する世帯	2,000円	保護者負担月額の2分の1

※助成の対象となる保護者負担金について

保護者負担金の助成の対象となるのは、保育料のみです。

おやつ代やお弁当代等の食糧費は全額利用者負担となり、助成金の対象となりません。



(3)手続き

○申請

助成金の支給を受けるには、申請書の提出が必要です。

- ・ 提出書類:日田市放課後児童クラブ保護者負担金助成金支給申請書
- ・申請に必要なもの:振込先を確認できる通帳等の写し
- ・受付窓口:市こども未来課又は振興局 (利用資格審査申請書と一緒に提出することも可能です。)
- ・助成対象期間:申請日の属する月以降の保護者負担金が助成の対象となります。
- ※ 助成の要件①~③の手続きや申請時期の都合上、要件の該当が確定していない段階でも手続きを する予定であれば、申請することができます。

ただし、保護者負担金の未納がある場合、助成を受けることができません。

○助成方法

- ・保護者負担金を一旦クラブへ納入していただいた後に、償還払いの方法によって、助成金を指定の 口座へ振り込みます。
- ・ 口座への振込みは、4月~8月分を10月に、9月~2月分を4月に、3月分を5月に振り込む予定です。

○助成金額等の決定通知

・助成対象となる保護者には、助成金を振り込む月に、交付決定通知を送付し、助成金額と振込み予 定日をお知らせします。



(電子申請はこちら)

8. 申請書記入例

様式第1号(第3条関係)

2026年度(令和8年度)

日田市放課後児童クラブ利用資格審査申請書

※「放課後児童クラブ利用資格審査のしおり」をよく読んで、内容を理解した上でご記入ください。 ※書類に不備等があるときは、利用資格審査が「非該当」となる場合があります。

<u>※利用資格審査が「該当」となっても、入会選考の結果、</u> クラブに入会できない場合があります。

令和 7 年 12 月 3 日

 で
 受付印
 審査結果

 クラブ
 該当・非該当・保留

 基準 調整 計

 横

日田 春子

※利用	までの流れ							
市から	該当通知 (利用調整後)	\rightarrow	入会届		入会選考	入会決定	利用開始	
l		J	クラブ	へ提出				

日田市長 様

1.【申請日】

「放課後児童クラブ利用資格審査のしおり」の内容を理解し、放課後児童クラブの利用を希望しますので、次のとおり申請します。 なお、この申請書の内容に虚偽の記載があった場合は、利用資格が取り消されても異議はありません。

2.【申請者(保護者)】

※太枠の中をご記入ください。記入漏れのないようお願いいたします。 □ ← ✔ 必須

3【由請児童】(☑ 1人日) 1人日の由請児童は 全ページ必ず記載してください (□ 2人日)(□ 2人日

<u>.【申請児童】(</u>	☑ 「人目) 「人目の申請児童は、全ページ必ず記	亡載してくた	さい。 (🗆 2人	A , (— · · · A ,
	フリガナ 児童氏名	:	生年月日	学年 ※令和8年4月時点
	ヒタ イチロウ 日田 一郎	平成 令和	年4月4日	2 年生
₹ 877 -	住所 8601	小学校名	咸 宜	小学校
日田市 田島2	2丁目6-1	<i>*</i> .+1		
アパート名等		希望 クラブ名	咸 宜	放課後児童クラブ
利用希望形態 (希望するものにO)	ア・年間利用(単日利用含) ※長期休業期間のみ利用 <u>以外の方</u>	<u>利用調整になることに</u>	こより、ひたっ子放課 ついて以下のどちられ	隈小学校の児童のみ、 後児童クラブの利用と かに○を記載ください。
	イ. 長期休業期間のみ利用	支障なし・・・支障		支障あり
利用希望期間	令和 8 年 4 月 1 日	~ 令和	9 年 3 月	31 日

4.【保護者】

続柄	フリガナ 氏 名	生年月日	携帯電話番号	申請理由※	住所(申請児童と異なる場合のみ)
父	ヒタ タロウ 日田 太郎	H1年 5月 5日	090-1234-5678	①	
母	ヒタ ハルコ日田 春子	H3年 6月 6日	080-1234-5678	①	

※申請理由は、下記の中から1つ選んで「申請理由」に、番号を記入してください。

① 就 労 ② 妊娠·出産(年 月 日 出産·出産予定) ③ 疾病·障がい

④ 介護・看護【 の介護・看護の為】 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動 ⑦ 就学

⑧ 虐待等⑨ 育児休業(年月日~年月日)⑩ その他「

5.【2人目以降の記載省略】

※確認欄

2人目以降の申請の場合、<u>6.祖父母 ~ II.送迎者までの記載は、不要です。</u> 右記の1人目申請児童名を記載し、12.【申請児童の習い事等】へ進みください。

人目申請	
児童名	

6.【祖父母】※就労している場合は、「就労」の欄に○を記入してください。

	続柄	フリガナ 氏 名	生年月日	携帯電話番号	居住	住所(別居の場合のみ)	就労
父	祖父	日田五郎	S37年7月7日	090-0000-0000	同居 / 別居	日田市××町1-1	0
方	祖母	日苗、冬子	S39年8月8日	080-0000-0000	同居 / 別居	<i>"</i>	0
母	祖父	大分 三郎	S37年9月9日	070-0000-0000	同居 / 別居	大分市◇◇町8-8	0
方	祖母	大分夏子	S40 年10 月10 日	060-0000-0000	同居 / 別居	"	0

7.【その他の家族】

申請児童本人・保護者・祖父母以外の同一世帯員(家族)を記入してください。

続柄	フリガナ 氏 名	生年月日	住所(申請児童と異なる場合のみ)	勤務先/学校·園名	保育園等の申請
姉	日留一教子	H28年11月11日		咸宜小学校	あり / なし
弟	日田次郎	R3 年 12 月 12 日		ひたこども園	あり / なし
		年 月 日			あり / なし
		年 月 日			あり / なし

[※]他の手続きで就労証明書等を市こども未来課へ提出される場合、児童クラブ用に新たに証明書等を提供する必要はありません。

8.【保護者の就労状況】

	就労先名称	所在地(実際に勤務	§しているところ)	電話番号(直通)	通勤時間(片達	道)
父	ひた電気株式会社	日田市〇〇	町0-0	0973-00-0000	15	分
	就労日 月 火水木	金 土 日 祝日	就労時間	8:30 ~	17:15	
	就労先名称	所在地(実際に勤務しているところ)		電話番号(直通)	通勤時間(片達	道)
母	日田クリニック	日田市△△町9-9		0973-99-9999	10	分
	就労日 月 火 水 木	金土日祝日	金 土 日 祝日 就労時間		7:00	

9.【就労証明書提出チェック】 次の区分に○を記載してください。

10.【緊急連絡先】

日中に連絡できる連絡先を優先順に記入してください。

		こども園へ 提出済	未提出 (提出予定) 年 月	※緊急	急連絡先に繋がらない場合は、	保護者の	対労先へ連絡する場合があります。
	添付済			 優先	氏 名	続柄	電話番号
•	78 13 A			①	日田 春子	母	①080-1234-5678(携帯) ②0973-99-9999(職場)
_	添付済	こども園へ 提出済	未提出 (提出予定)	2	日田 太郎	父	090-1234-5678(携帯)
•			R8年4月	3	日田 冬子	祖母	080-0000-0000(携帯)

11.【送迎者】

父

母

放課後児童クラブは保護者の送迎が原則です。下記に記載のない方の送迎は原則認められません。また、送迎者は原則成人に限ります。 送迎をする人に○をつけてください。

父	. (4	子 .	父方祖父	•	父方祖母	•	母方祖父	•	母方祖母
その他の場合	氏名	Ξ	三隈 水子	続柄	叔母	生年月日	H4.7.7	電話番号	090-0000-0000
での心のがある	氏名			続柄		生年月日		電話番号	

12.【申請児童の習い事等】

クラブから直接習い事等に行く場合は、クラブ利用「有」、送り出し「有」にしてください。なお、下記事項をご理解の上ご利用をお願いいたします。

- クラブから習い事等に送り出した場合、送り出し後の事故等には市やクラブは責任を負いません。
- クラブから習い事等に行き一度クラブを退室した場合は、原則、再度クラブに戻ることはできません。(「中抜け」は不可)

曜日	時間	内容	場所	クラブ利用	送り出し
月	~			有 / 無	有 / 無
火	16:30 ~ 19:00	サッカー	△△サッカークラブ	有/無	有/無
水	~			有 / 無	有 / 無
木	16:00 ~ 18:00	スイミング	○○スイミングスクール	有/無	有/無
金	~			有 / 無	有 / 無
土	~			有 / 無	有/無

13.【申請児童の健康状況】

	明儿主》及承认儿	_		
①	ぜんそく	ない	/ ある	①~③で「ある」と回答された場合、以下についてご記入ください。 ・直近の発症日(年 月 日)
2	てんかん	ない	/ ある	・発症の頻度 ()
3	熱性けいれん	ない	/ ある	·対処方法 ()
4	その他慢性疾患	ない	/ ある	内容
(5)	アレルギー	ない	/ ある	内 容 ★アレルギーの内容を記入してください
6	常用薬	ない	/ ある	内 ※クラブ利用時間帯に服薬等が必要なものは必ず記入してください。 ★お薬の内容と服薬の際の留意点等を記入してください (①の欄に記入でも◎)
7	身体・知的・発達の状況等について、診断や指摘を受けたことがありますか。(受診中/受診予定含む)	ない	/ ある	内容
8	障害者手帳/療育手帳	ない	/ ある	内容
9	特別児童扶養手当の受給	ない	/ ある	内容
(0)	通所サービスの利用	ない	/ (ある)	場 所 ことばひろば 曜 日 月曜日
9	2/1/1		7 (1)	送
(1)	特別支援学級の利用 (通級・利用予定などを含む)	ない	/ ある	内 入級・入級予定・通級・通級予定・未定だが利用希望
	上記補足や、その他クラブの 	利用にあ	あたって気	になる点・心配している点や、特別に必要な配慮があればご記入ください。
(2)	<u></u> .	ひ夜の≡	光細み 土	ころ接の特殊かどを言えし アノギャル
	**	の栄い語	十が四 ハン、 d	5子様の特性などを記入してください。

※①~⑪で、「ある」と回答している場合、クラブが入会前に面談を行う場合があります。

※⑦~⑪で、「ある」と回答している場合、診断書・手帳・受給者証などの写しの提出を求める場合があります。

14.【確認事項】

					確認		
1 利用資格審査において、「児童や保護者の状況等について、市が保有する個人情報及びその他必要な情報を収集すること」、「提出された書類の記載内容について、市が関係者に実態調査を行うこと」また、「きょうだい児のこども園等の申請で提出された各種証明書等について、市が使用すること」に同意します。							
2 本申請				ブの運営に必要な範囲におい	V		
て、委託先や関係機関へ提供することに同意します。 3 年度途中で該当する「利用資格審査基準」が変更となった場合は、速やかに市こども未来課に届け出ます。							
す。 4 利用資格審査基準に該当しなくなった場合は、利用資格が取り消しとなることに同意します。 (保留の場合は、この限りではありません。)							
5 その他	2、「日田市放課後	を児童クラブ利用資格	各審査申請のしおり」の内容を	遵守します。	V		
			上記のことを研	 全認し、了承しました。			
			保護者氏名	日田 春子			
真のお子様 真の掲載に	たちの様子をお伝え	iするため、市や公民館週 れかにチェック(✔)をお I <mark>У</mark> 同意します	■営事業団のホームページ等に写います。□ 同意しません				
負のお子様 真の掲載に	たちの様子をお伝え あたり、以下のいず	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
iのお子様 iの掲載に 写	たちの様子をお伝え あたり、以下のいず 写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
iのお子様 iの掲載に 写	たちの様子をお伝え あたり、以下のいず 写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
iのお子様 iの掲載に 写	たちの様子をお伝え あたり、以下のいず 写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
真のお子様 真の掲載に 写	たちの様子をお伝え あたり、以下のいず 写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
真のお子様 真の掲載に 写	たちの様子をお伝え あたり、以下のいず 写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
iのお子様 iの掲載に 写	たちの様子をお伝え あたり、以下のいず 写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
iのお子様 iの掲載に 写	たちの様子をお伝え あたり、以下のいず 写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
真のお子様 真の掲載に 写	たちの様子をお伝え あたり、以下のいず 写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
真のお子様 真の掲載に 写	たちの様子をお伝え あたり、以下のいず 写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
真のお子様 真の掲載に 写	たちの様子をお伝え あたり、以下のいず 写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
真のお子様 真の掲載に 写	たちの様子をお伝え あたり、以下のいず 写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
ででは、 での掲載に では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	たちの様子をお伝えあたり、以下のいず写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
ででは、 での掲載に では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	たちの様子をお伝えあたり、以下のいず写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
質のお子様に 写 市使用欄	たちの様子をお伝えあたり、以下のいず写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
質のお子様に 写 市使用欄	たちの様子をお伝えあたり、以下のいず写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				
真の掲載に	たちの様子をお伝えあたり、以下のいず写真の掲載に	れかにチェック(✔)をお	願いします。				